## (内閣委員会)

国 家 公 務 員 法 等  $\mathcal{O}$ \_ 部 を 改 正 す Ś 法 律 案 第 百 八 + 五. 口 玉 会 閣 法 第 <del>---</del> 九 号) (衆 議 院 送 付 要 旨

本 法 律 案 は 玉 家 公 務 員 制 度 改 革 基 本 法 平 成 + 年 法 律 第 六 + 八 号) に 基 づ き 内 閣 に ょ る 人 事 管 理 機

能  $\mathcal{O}$ 強 化 等 を 図 る た  $\Diamond$ 人 事  $\mathcal{O}$ 元 的 管 理 に 関 す る 規 定  $\mathcal{O}$ 創 設 内 閣 官 房  $\mathcal{O}$ 所 掌 事 務 及 び 内 閣 人 事 局  $\mathcal{O}$ 設 置

に 関 す る 規 定  $\mathcal{O}$ 整 備 内 閣 総 理 大 臣 補 佐 官 に 関 す る 規 定  $\mathcal{O}$ 整 備 及 び 大 臣 補 佐 官 に 関 す る 規 定  $\mathcal{O}$ 創

一、幹部職員人事の一元管理等

 $\mathcal{O}$ 

改

正

を

行

お

う

と

す

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

で

あ

り、

そ

 $\mathcal{O}$ 

主

な

内

容

は

次

 $\mathcal{O}$ 

と

お

ŋ

で

あ

る。

設

等、

所

要

1 内 閣 総 理 大 臣 は 幹 部 職 長 官 事 務 次 官、 局 長 部 長 等 に 属 す る 官 職 に 係 る 標 準 職 務 遂 行 能 力 を

有 す ること を 確 認 す る た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 審 査 適 格 性 審 査 を 行 11 確 認 を 受 け た 者 に 0 11 て、 氏 名 等 を 記 載 L た

名 簿 以 下 幹 部 候 補 者 名 簿 と 1 う <u>。</u> を 作 成 す る。

2 幹 部 職  $\sim$  $\mathcal{O}$ 任 命 に 0 11 て は 任 命 権 者 が 幹 部 候 補 者 名 簿 に 記 載 さ れ 7 11 る 者 で あ 0 て、 当 該 任 命 L

ょ うと す る 幹 部 職 に 0 11 7  $\mathcal{O}$ 適 性 を 有 す る لح 認  $\otimes$ 5 れ る 者  $\mathcal{O}$ 中 か 5 行 う。

3 任 命 権 者 は 幹 部 職 ^  $\mathcal{O}$ 任 命 等 を 行 う場 合 に は あ 5 カコ じ 8 内 閣 総 理 大 臣 及 び 内 閣 官 房 長 官 に 協 議 L

た 上 で、 当 該 協 議 12 基 づ 1 て 行 う t  $\mathcal{O}$ と す る。 ま た、 内 閣 総 理 大 臣 又 は 内 閣 官 房 長 官 は 幹 部 職 員 に 0

1 7 適 切 な 人 事 管 理 を 確 保 す る た  $\otimes$ に 必 要 で あ る لح 認 8 る と き は 任 命 権 者 に 対 L 任 免 に 0 11 て 協 議

を求めることができる。

4 任 命 権 者 は 幹 部 職 員 に 0 1 て、 他 12 適 任 者 が 1 る、 転 任 さ せ る べ き 適 当 な 官 職 が な 1 等 0) 定  $\mathcal{O}$ 要

件 に 該 当 す る 場 合 は 人 事 院 規 則  $\mathcal{O}$ 定 8 る ところに ょ り、 そ  $\mathcal{O}$ 意 12 反 L て 直 沂 下 位  $\mathcal{O}$ 職 制 上  $\mathcal{O}$ 段 階 に 属

す る 幹 部 職  $\sim$  $\mathcal{O}$ 降 任 を 行 う ځ لح が で き る

5 採 用 昇 任 等 基 本 方 針 に 管 理 職 課 長 室 長 等  $\sim$  $\mathcal{O}$ 任 用 に 関 す る 基 準 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 指 針 任 命 権 者 を 異

に す る 官 職 ^  $\mathcal{O}$ 任 用 に 関 す る 指 針 職 員  $\mathcal{O}$ 公 募 に 関 す る 指 針 等 を 追 加 す る。

6 各 大 臣 築 は 管 理 職 員 に S さ わ L 1 能 力 等 を 有 す る 職 員 を 育 成 す る 仕 組 4 کے L 7 幹 部 候 補 育 成 課 程 を

設 け 内 閣 総 理 大 臣 が 定  $\otimes$ る 基 準 に 従 11 運 用 す る。

7 人 事 院 検 察 庁 会 計 検 査 院 警 察 庁 外 局 と L て 置 か n る 委 員 숲 そ 0) 他  $\mathcal{O}$ 行 政 機 関  $\mathcal{O}$ 幹 部 職 等 に 0

1 て、 そ  $\mathcal{O}$ 職 務  $\mathcal{O}$ 特 殊 性 に 配 慮 Ĺ 人 事  $\mathcal{O}$ 元 管 理 に 関 す る 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 除 外 そ  $\mathcal{O}$ 他 所 要  $\mathcal{O}$ 規 定 を 整 備 す

る。

玉 لح 民 間 企 業 と  $\mathcal{O}$ 間 0 人 事 交 流 に 関 す る 法 律 に つ *\*\ て、 人 事 交 流  $\mathcal{O}$ 対 象 と な る 法 人  $\mathcal{O}$ 拡 大、 手 続  $\mathcal{O}$ 簡

8

素 化 及 び 透 明 性  $\mathcal{O}$ 向 上  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$ 所 要  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 整 備 を 行 う。

二、内閣人事局

1 内 閣 官 房 に 内 閣 人 事 局 を 置 <u>`</u> 同 局  $\mathcal{O}$ 事 務 を 掌 理 す る 内 閣 人 事 局 長 に は、 内 閣 総 理 大 臣 が 内 閣 官 房 副

長 官  $\mathcal{O}$ 中 か 5 指 名 す る 者 を Ł 0 て 充 て る

2

央

人

事

行

政

機

関

た

る

内

閣

総

理

大

臣

 $\mathcal{O}$ 

所

掌

す

る

事

務

行

政

機

関

 $\mathcal{O}$ 

機

構

及

び

定

員

に

関

す

る

審

査

等

に

関

す

る

事

内 閣 人 事 局 は 幹 部 職 員 人 事  $\mathcal{O}$ 元 管 理 等 に 関 す る 事 務  $\mathcal{O}$ ほ か 玉 家 公 務 員 制 度  $\mathcal{O}$ 企 画 及 び 立 案、 中

務等をつかさどる。

3 採 用 試 験 研 修 等 に 関 す る 政 令 等 は 人 事 院  $\mathcal{O}$ 意 見 を 聴 7 7 定 め、 各 府 省 等  $\mathcal{O}$ 職 員  $\mathcal{O}$ 職 務  $\mathcal{O}$ 

級

 $\mathcal{O}$ 

定

数

設 定 等 に 当 た 0 7 は 人 事 院  $\mathcal{O}$ 意 見 を 十 分 12 尊 重 す る。

 $\mathcal{O}$ 

 $\equiv$ 内 閣 総 理 大 臣 補 佐 官 及 び 大 臣 補 佐 官

1 内 閣 総 理 大 臣 補 佐 官  $\mathcal{O}$ 所 掌 事 務 に 0 11 て、 内 閣 総 理 大 臣  $\mathcal{O}$ 命 を受け 内 閣  $\mathcal{O}$ 重 要 政 策  $\mathcal{O}$ う É 特 定  $\mathcal{O}$ Ł

 $\mathcal{O}$ に 係 る内 閣 総 理 大 臣 0) 行 う 企 画 及 Ű <u>\f</u> 案に つ い て、 内 閣 総 理 大 臣 を 補 佐 す ることに 改 め る。

各 府 省及び 復興 介庁に、 特に必 要が ある場合 にお **,** \ て は、 大臣 補 佐 官 を置くことができる。 大臣: 補 佐 官

2

は、 大 臣 (内 閣 府 に お 1 7 は 内 閣 官 房 長官 又 は 特 命 担 当大 臣、 復興 庁 に お V て は 復 興 (大臣)  $\mathcal{O}$ 命を受け

特 定  $\mathcal{O}$ 政 策 に 係 る大 臣  $\mathcal{O}$ 行 う 企 画 及び <u>\f</u> 案 並 び に 政 務 に 関 L 大臣 を 補 佐 一する。

3 玉 会 議 員 は 大 臣 補 佐 官 を 兼 ね ることが できる。

四、施行期日

۲  $\mathcal{O}$ 法 律 は、 部 を 除 き、 公 布  $\mathcal{O}$ 日 か 5 起 算 L て 六 月 を 超 え な 7 範 囲 内 に お 1 て 政 令 で定  $\Diamond$ る 日 カコ 5 施

行する。

な お、 本 法 律 案 は、 衆 議 院 に お 1 て、 玉 家 公 務 員  $\mathcal{O}$ 定 年  $\mathcal{O}$ 段 階 的 な 引 上 げ、 玉 家 公 務 員  $\mathcal{O}$ 再 任 用 制 度  $\mathcal{O}$ 活

用  $\mathcal{O}$ 拡 大 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 雇 用 لح 年 金  $\mathcal{O}$ 接 続  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$  $\mathcal{O}$ 措 置 を 講 ずることに つい て  $\mathcal{O}$ 検 討 条 項 を設 けることを主 な 内 容

とする修正が行われた。